

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	下関市

下関市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 下関市農林水産振興部農業振興課
所在地 下関市唐戸町4番1号 カラトピア4F
電話番号 083-231-1262
FAX番号 083-231-1064
メールアドレス sgnoseik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ヒヨドリ、カラス、ヌートリア
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県下関市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	35.85ha	44,612千円
	野菜	0.06ha	120千円
	果樹	0.16ha	283千円
	その他（麦類、いも類、マメ類、飼料作物等）	0.93ha	1,388千円
			（合計）46,403千円
シカ	水稲	17.69ha	22,014千円
	野菜	0.55ha	1,589千円
	果樹	0.57ha	991千円
	造林木	19.90ha	51,766千円
	その他（麦類、いも類、マメ類、雑穀等）	5.96ha	3,719千円
		（合計）80,079千円	
サル	水稲	0.36ha	448千円
	野菜	0.99ha	4,122千円
	果樹	2.42ha	16,091千円
	その他（麦類、いも類、マメ類、しいたけ等）	0.18ha	324千円
		（合計）20,985千円	
ヒヨドリ	野菜	0.02ha	29千円
	果樹	0.22ha	1,675千円
		（合計）1,704千円	
カラス	野菜	0.07ha	382千円
	果樹	0.01ha	18千円
		（合計）400千円	
ヌートリア	水稲	—	—
	野菜類	（目撃情報のみ）	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

イノシシによる農林産物の被害は、年間を通して発生する傾向にある。特に3月から5月にかけてのタケノコ被害、8月から10月にかけての水稻・野菜等の被害が甚大である。農林産物への被害以外にも、農地の畦畔等の掘り起こしが一年中発生している。

被害区域は、中山間地域のみならず、集落周辺や市街地にも出没し、多数の目撃情報や捕獲事例もあり、市全域において拡大傾向にある。

○シカ

シカによる農林産物の被害は、年間を通して発生する傾向にある。特に造林木への角こすり被害、水稻への被害が甚大である。

農林産物への被害に加え、生息頭数の増加により、被害区域は、中山間地域のみならず、市街地への出没による車両との接触事故なども多数発生しており、被害地域が拡大している。

○サル

サルによる農産物の被害は、年間を通して発生する傾向にある。特に春先から秋にかけての野菜、果樹への被害が甚大である。

下関市では、北部地域に10群の生息が推測されており、近年、行動範囲が拡大し、特にハナレザル等が市街地に出没し、多数の目撃情報が寄せられている。また、農産物への被害に加え、人間に対する威嚇やいたずらなどの加害行動も発生している。

○ヒヨドリ

渡りの時期である晩秋から3月にかけて群れで飛来し、ハクサイ、キャベツ等の葉もの野菜を中心に被害が発生している。被害区域は、市内全域に拡大している。

○カラス

カラスによる農産物の被害は、年間を通して発生する傾向にある。

被害区域は市内全域に拡大しており、特に市街地では、繁殖期に卵やヒナを守るため、人間を威嚇したり、糞尿の被害の事例も多く報告されている。

○ヌートリア

近年、市内全域において、ヌートリアが増加しており、多数の目撃情報がある。農産物の被害の報告は少ないが、穴を掘って巣を作る習性があることから、堤防の決壊や法面の崩落など、農業用施設の損壊が予測される。また、強い繁殖力を持っているため、計画的な捕獲活動が必要である。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害金額	46,403千円	44,100千円	41,900千円	39,800千円
	被害面積	37.00ha	35.15ha	33.39ha	31.72ha
シカ	被害金額	80,079千円	76,100千円	72,300千円	68,700千円
	被害面積	44.67ha	42.44ha	40.32ha	38.30ha
サル	被害金額	20,985千円	19,900千円	18,900千円	18,000千円
	被害面積	3.95ha	3.75ha	3.56ha	3.38ha
ヒヨドリ	被害金額	1,704千円	1,620千円	1,540千円	1,460千円
	被害面積	0.24ha	0.23ha	0.22ha	0.21ha
カラス	被害金額	400千円	380千円	360千円	340千円
	被害面積	0.08ha	0.08ha	0.07ha	0.07ha
ヌートリア	被害金額	—	—	—	—
	被害面積	—	—	—	—
合計	被害金額	149,571千円	142,100千円	135,000千円	128,300千円
	被害面積	85.94ha	81.65ha	77.56ha	73.68ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ●年間を通して、下関市内各地域において、有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ、シカ、サル等の捕獲を実施している。 ●菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町において、各地域の有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ、シカ、サルの合同捕獲を計画的に実施している。 ●平成19年度から、下関市と長門市の有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ、シカ、サルの共同捕獲を実施している。 ●ICT技術を使用したシカの捕獲柵を設置し、捕獲対策を実施している。 ●移動式捕獲柵を設置し、サルの捕獲対策を実施している。 ●捕獲に対する補助を行っている。 ●平成25年度に、イノシシ、シカの解体処理施設を開設し、捕獲後の埋設処理等の負担軽減等を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農家人口の減少、耕作放棄地が増加しており、被害が増加している。 ●有害鳥獣の個体数の増加、生息域の拡大の傾向がみられる。 ●効率的な捕獲手段の確立など捕獲技術の向上が必要である。 ●被害に対して、捕獲機材(捕獲檻等)の数が不足している。 ●イノシシ・シカの解体処理施設で処理したジビエ製品(イノシシ、シカの肉)の普及拡大、販売先の確保が必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ●狩猟免許の取得推進を図っている。(PR活動等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●捕獲従事者の高齢化や銃規制の強化等により、銃の捕獲隊員数が減少傾向にある。このため、有害鳥獣の捕獲体制強化の必要があり、新たな捕獲隊員の育成、確保が急務である。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●イノシシ被害防護柵の設置に対して補助を行っている。(金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット、トタン) ●シカ被害防護柵の設置に対して補助を行っている。(金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット) ●サル被害防護柵の設置に対して補助を行っている。 ●防鳥ネット設置に対して補助を行っている。 ●モンキードッグの養成訓練事業に対して補助を行っている。 ●サルの群れの発見及び通報によりモンキードッグ、ロケット花火、スリングショット等による現地追い払いを地元農業者と協力して実施している。 ●地域ぐるみ活動対策プランを策定し、地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防護柵の整備が進んでいない地域での被害が増加している。 ●被害が発生している地域において、地域ぐるみで対策に取り組む意識の醸成が必要である。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座やホームページにより普及を行っている。 ●広葉樹林の抜き切りによる緩衝帯整備を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座は、行っているが、周知が進んでいない。

(5) 今後の取組方針

1. 捕獲体制強化のため、狩猟免許の取得促進を図る。(PR活動等)
2. 捕獲した獣(イノシシ・シカ)の肉(ジビエ)の有効活用、普及拡大を図るため、販売先の確保を推進する。
また、ジビエセンターで解体処理する頭数の平準化を図るため、処理体制を充実する。
3. 地域・集落を主体とした、地域ぐるみによる被害防止対策を推進し、地域住民の鳥獣被害防止に対する意識の醸成等を図る。
4. 有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻等)の導入整備を推進する。
5. 捕獲隊による鳥獣捕獲体制を強化し、農林水産物への被害軽減を図る。
6. シカの効果的な捕獲方法の実証・検討を行う。
7. 新規捕獲隊員への助成や、捕獲活動の周知を図るためのイベント開催等、捕獲の担い手確保のための取組を行う。
8. シカの巻き狩りにおけるシカの追い込みや事前の生息域調査の他、サルの追い払い等におけるドローンの活用を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各地区に有害鳥獣捕獲隊を配置し、銃とわなによる捕獲の実施に加え、各地区捕獲隊が連携した合同捕獲等を併せて実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル ヒヨドリ カラス ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材(捕獲檻等)の導入整備を行う。 ・狩猟免許取得へのPR活動を行う。 ・捕獲技術の向上を図るため、射撃研修会を実施する。 ・新たな捕獲、防護対策技術の研究、検討を行う。
令和9年度	イノシシ シカ サル ヒヨドリ カラス ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材(捕獲檻等)の導入整備を行う。 ・狩猟免許取得へのPR活動を行う。 ・捕獲技術の向上を図るため、射撃研修会を実施する。 ・新たな捕獲、防護対策技術の研究、検討を行う。
令和10年度	イノシシ シカ サル ヒヨドリ カラス ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材(捕獲檻等)の導入整備を行う。 ・狩猟免許取得へのPR活動を行う。 ・捕獲技術の向上を図るため、射撃研修会を実施する。 ・新たな捕獲、防護対策技術の研究、検討を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
【イノシシ】	令和6年度の捕獲実績は1,334頭である。有害鳥獣捕獲事業として農林産物の被害軽減を図るため、令和8年度以降も引続き捕獲を推進し、過去3年の平均頭数より令和8年度から3年間の捕獲計画頭数を、年間1,200頭とする。
【シカ】	現在、捕獲については、銃猟を中心に行っているが、銃免許所持者が高齢化等により減少傾向にあるため、今後は、くくりわなの使用や広域捕獲体制の強化等を推進する。 令和6年度の捕獲実績は2,595頭である。有害鳥獣捕獲事業として農林産物の被害軽減を図るため、令和8年度以降、捕獲活動を強化し、個体数削減に向け県の捕獲計画に基づき令和8年度から3年間の捕獲計画頭数を年間3,500頭とする。
【サル】	令和6年度の捕獲実績は122頭である。 サルの捕獲については、銃・捕獲檻・捕獲柵による捕獲を行っているが、大型捕獲柵による捕獲は年度における増減が大きいことから、令和8年度から3年間の捕獲計画頭数を過去3年間の平均頭数である、年間100頭とする。
【ヒヨドリ】	令和8年度以降も引続き捕獲を推進し、令和8年度から3年間の捕獲計画羽数を、近年の捕獲実績・被害状況を考慮し、年間捕獲計画羽数は50羽とする。
【カラス】	令和8年度以降も引続き捕獲を推進し、令和8年度から3年間の捕獲計画羽数を、近年の捕獲実績・被害状況を考慮し、年間捕獲計画羽数は50羽とする。
【ヌートリア】	市内全域で、目撃情報・被害状況を考慮し、令和8年度から3年間の年間捕獲計画頭数を100頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
シカ	3,500頭	3,500頭	3,500頭
サル	100頭	100頭	100頭
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カラス	50羽	50羽	50羽
ヌートリア	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容
年間を通して、中山間地域を中心に銃とわなによる捕獲を実施している。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ	金網・ワイヤーメッシュ柵	79,188m	72,000m	72,000m
	電気柵	4,540m	4,500m	4,500m
	トタン・ネット	322m	300m	300m
	合計	84,050m	76,800m	76,800m
サル	電気柵	1,698m	1,700m	1,700m
ヒヨドリ・カラス	防鳥ネット等	—	700m	700m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	・地域による侵入防止柵の管理等、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。	・地域による侵入防止柵の管理等、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。	・地域による侵入防止柵の管理等、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。

サル	・地域による侵入防止柵の管理やサルの追い払い等の活動を推進するとともに、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。	・地域による侵入防止柵の管理やサルの追い払い等の活動を推進するとともに、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。	・地域による侵入防止柵の管理やサルの追い払い等の活動を推進するとともに、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。
ヒヨドリ カラス ヌートリア	・地域による侵入防止柵等の管理等、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。	・地域による侵入防止柵等の管理等、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。	・地域による侵入防止柵等の管理等、地域ぐるみで被害防止に向けた取組体制を構築する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

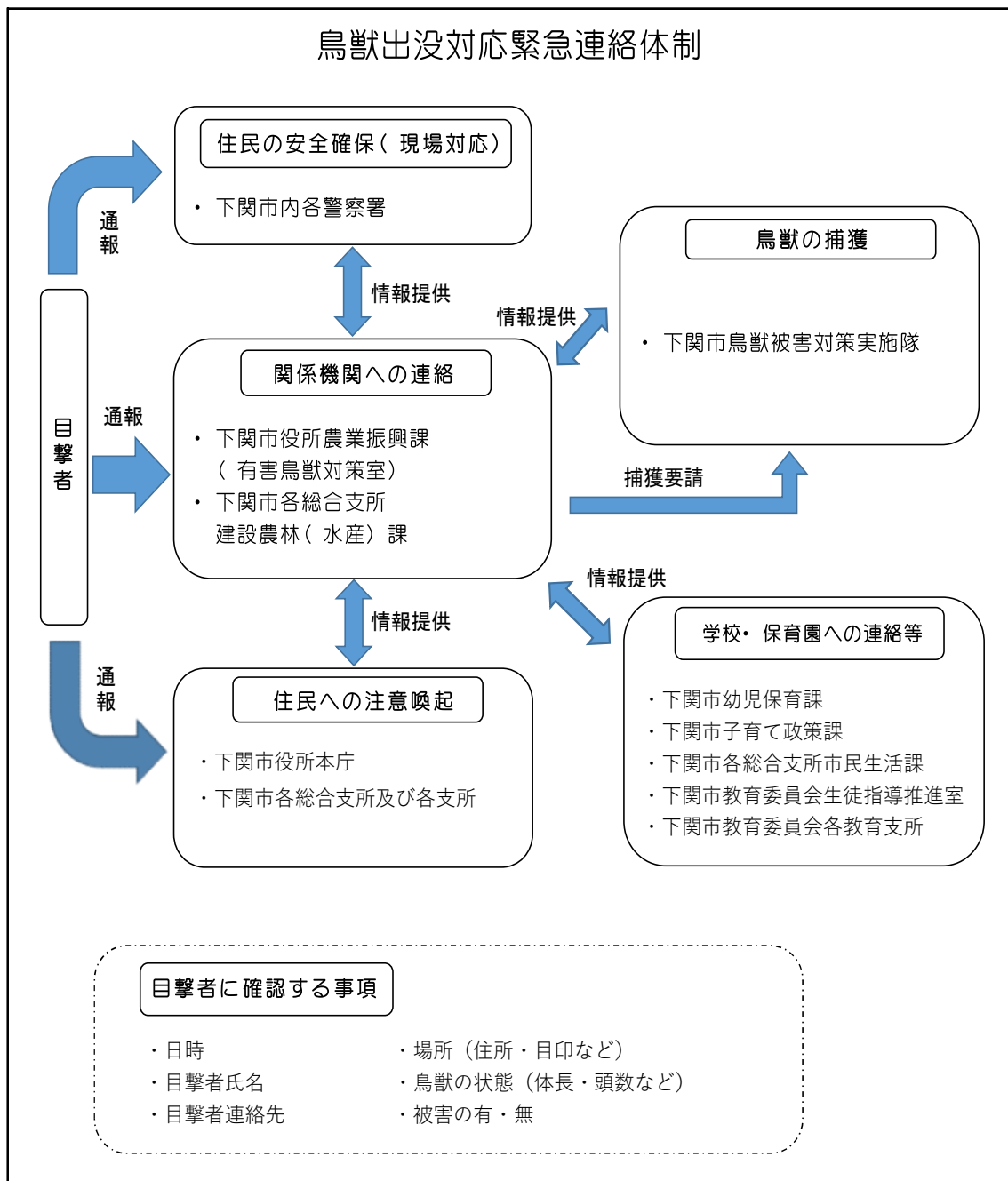
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル ヒヨドリ カラス ヌートリア	・緩衝帯の設置や地域ぐるみによる放任果樹・農作物の残さの除去等、連携した取組体制を構築する。
令和9年度	イノシシ シカ サル ヒヨドリ カラス ヌートリア	・緩衝帯の設置や地域ぐるみによる放任果樹・農作物の残さの除去等、連携した取組体制を構築する。
令和10年度	イノシシ シカ サル ヒヨドリ カラス ヌートリア	・緩衝帯の設置や地域ぐるみによる放任果樹・農作物の残さの除去等、連携した取組体制を構築する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
下関市	住民への注意喚起を行うとともに、県及び猟友会と連携した対応を図る。
下関市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲を行う。
下関市内各警察署	住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止する。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲したイノシシ・シカ肉の有効活用のための解体処理施設（ジビエセンター）の維持管理運営を行う。
- ・ジビエとして、活用に適さない捕獲鳥獣については、捕獲後、速やかに埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・イノシシ・シカ肉については、解体処理施設において加工し、施設の維持管理運営を行う民間業者により販売を行う。 ・ジビエ料理の試食会などによりPRを行い、有害獣肉の販路拡大を図る。
ペットフード	・イノシシ・シカ肉については、解体処理施設において加工し、施設の維持管理運営を行う民間業者により販売を行う。
皮革	—
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での対給餌、学術研究等）	—

（2）処理加工施設の実施

平成25年3月に下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の整備を行い、指定管理者制度にて運営している。
令和3年2月にプレハブ冷蔵庫を導入し、解体処理の平準化を図っている。

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下関市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山口県農業協同組合 下関統括本部 (営農経済部) (下関東部営農センター) (下関西部営農センター) (菊川営農センター) (豊田営農センター) (豊浦営農センター) (豊北営農センター) 山口県西部農業共済組合 山口県農業士協会下関支部	・農作物被害の把握及び被害防止対策を支援する。
山口県西部森林組合	・造林木被害の把握及び被害防止対策を支援する。
山口県下関東部猟友会 山口県下関西部猟友会 菊川猟友会 豊田猟友会 山口県豊浦地区猟友会 山口県豊北地区猟友会	・対象鳥獣の捕獲等を実施する。
下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設指定管理者	・捕獲された対象鳥獣(イノシシ・シカ)を処理し、地域資源として活用する。
下関市連合自治会	・地域ぐるみによる総合的な対策を実施するに当たって、集落等への連絡調整を行う。
豊北地区猿被害対策協議会	・サル被害対策に効果的な手段を確立していく。
梅光学院大学子ども学部教授	・サル被害対策について、学識経験者として指導、助言を行う。
近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所	・造林木被害対策についての情報提供、指導、助言を行う。
山口県下関農林事務所 (企画振興室) (森林部森林保全課) (農業部産地振興課)	・鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。

<p>下関市 (農林水産振興部農業振興課) (菊川総合支所建設農林課) (豊田総合支所建設農林課) (豊浦総合支所建設農林水産課) (豊北総合支所建設農林水産課)</p>	<p>・下関市鳥獣被害防止対策協議会を運営し、鳥獣被害防止対策について、当該協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。</p>
--	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県農林総合技術センター	・有害鳥獣に関連する情報の提供及び必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>・実施隊員は、有害鳥獣捕獲隊に属し、かつ、被害防止施策に積極的に取り組むことに同意するものを市長が任命する。 主として、対象鳥獣の捕獲のほか、農林水産業に係る被害の原因となっている鳥獣から、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために、緊急的に捕獲等を行う必要があるものに従事する。 令和8年1月1日現在、実施隊員数 269 人</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>・下関市と長門市の有害鳥獣捕獲対策協議会の連携を図る。 ・山口県西部鳥獣被害広域対策協議会が実施する広域対策に取り組む。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>・下関市は、隣接市と行政界が主に山の尾根で結ばれており、そこには、多数のイノシシ・シカ・サル等の有害鳥獣が生息している。 現在、長門市との連携により効果的に有害鳥獣を捕獲するため、共同捕獲を実施しており、今後も継続的に実施を予定している。 ・山口県西部鳥獣被害広域対策協議会の実施する広域的被害防止対策事業に取り組む。</p>
--